

令和5年1月13日

保護者の皆様へ

小金井市教育委員会

新型コロナウイルス流行下におけるインフルエンザ
に係る登校許可証明書について（お知らせ）

インフルエンザは、学校保健安全法施行規則により、診断された場合は、出席停止扱いとなります。これまで、お子さんがインフルエンザにかかった場合、登校するときに医療機関の発行する登校許可証明書の提出をお願いしてきましたが、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行による医療機関ひっ迫に対応するため、令和5年1月16日（月）から令和5年5月8日（月）までの間に発症し、治癒した分のインフルエンザ罹患者に対して登校許可証明書の提出を不要といたします。インフルエンザについては「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過した」場合には、登校許可証明書に代わり、下記の「インフルエンザによる欠席・再登校届」を保護者等が記入し、学校に提出していただきますようお願いいたします（届出用紙を記入するために受診する必要はありません）。なお、症状が少しでも残っている場合や処方された薬を服薬している間は、医師の判断に従ってください。

お子さんがインフルエンザ様症状で欠席する場合は必ず学校に連絡し、医療機関での診断結果については改めて学校へお知らせください。

問合わせ先：小金井市教育委員会学務課 保健給食係
電話042（387）9874

新型コロナウイルス流行下におけるインフルエンザ様症状
による欠席・再登校届

市立 _____ 学校長 様

_____年 _____組 氏名 _____

_____月 _____日にインフルエンザの診断を受け、欠席させていましたが、**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過した**ので、_____月 _____日から登校させますので連絡します。

受診した医療機関名： _____

令和 _____年 _____月 _____日

保護者名 _____ 印

*この用紙はお子様の様子がよくわかる保護者等の方が記入してください。

*この用紙を記入するために受診する必要はありません。